【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（登記）

第百一条の二十　会員金融商品取引所が組織変更を行つたときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員金融商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

２　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更をする会員金融商品取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五　効力発生日における組織変更をする会員金融商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役（組織変更後株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七　組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

八　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、第百一条の十三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（１）　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（２）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

（３）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号 に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（４）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

３　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登記）

第百一条の二十　会員金融商品取引所が組織変更を行つたときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員金融商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

２　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更をする会員金融商品取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五　効力発生日における組織変更をする会員金融商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役（組織変更後株式会社金融商品取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七　組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

八　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、第百一条の十三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（１）　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（２）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

（３）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（４）　第百一条の十六第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

３　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

（新設）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社証券取引所の本店については設立の登記、組織変更後株式会社証券取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更をする会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五　効力発生日における組織変更をする会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後株式会社証券取引所の取締役（組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七　組織変更後株式会社証券取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

八　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、第百一条の十の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（１）　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（２）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

（３）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（４）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

③　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、効力発生日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社証券取引所の本店については設立の登記、組織変更後株式会社証券取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更をする会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五　効力発生日における組織変更をする会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後株式会社証券取引所の取締役（組織変更後株式会社証券取引所が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

七　組織変更後株式会社証券取引所の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

八　株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

九　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の引受けの申込みを証する書面

ロ　金銭を出資の目的とするときは、第百一条の十の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

（１）　検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

（２）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

（３）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（４）　第百一条の十の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

ニ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

③　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

（七　新設）

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】

（改正後）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】

（改正後）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士の証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百一条の十四　会員証券取引所が組織変更を行つたときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の会員証券取引所については解散の登記を、組織変更後の株式会社証券取引所については設立の登記をしなければならない。

②　前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第七十九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　組織変更前の会員証券取引所の組織変更総会の議事録

四　第百一条の四において準用する商法第百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五　組織変更時における組織変更前の会員証券取引所に現に存する純資産額を証する書面

六　組織変更後の株式会社証券取引所の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

七　名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

八　第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ　株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ　取締役及び監査役又は検査役の調査報告書並びに第百一条の九第三項において準用する商法第百七十三条第三項前段の弁護士の証明書並びにこれらの附属書類並びに有価証券の証券取引所の相場を証する書面

ハ　検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

ニ　払込みを取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

③　商業登記法第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

（改正前）

（新設）